

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	〒	個人番号				
	フリガナ					
性別	氏名		職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
	男	女				
平成 年 月 日	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯			

収入金額等		種類	金額	税金		所得金額		所得から差し引かれる金額		その他		延届納出		還付される税金の所														
収入金額等	事業等	①		課税される所得金額 (①-②⑤) 又は第三表	②⑥		000	所得金額	事業等	①		その他	申告期限までに納付する金額	⑤⑦		000												
	農業	②		上の②に対する税額 又は第三表の②⑥	②⑦				専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑩				延届納出額	⑤⑧		000											
	不動産	③		配当控除	②⑧				青色申告特別控除額	⑤⑪				還付される税金の所	郵便局名等	預金	○	普通	○	当座	○	納税準備	○	貯蓄	○			
	利子	④		区分	②⑨				雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑤⑫						銀行	○	組合	○	農協	○	漁協	○	本店・支店	○	出張所	○	本所・支所
	配当	⑤		政党等寄附金等特別控除	②⑩				未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤⑬				平均課税対象金額	⑤⑮													
	給与	⑥		住宅耐震改修特別控除	②⑪				本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑭				変動・臨時所得金額	⑤⑯													
	雑	⑦		住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	②⑫				平均課税対象金額	⑤⑰				延届納出	⑤⑱													
	総合譲渡	⑧		差引所得税額 (②⑬-②⑭-②⑮-②⑯-②⑰)	②⑬				平均課税対象金額	⑤⑱				延届納出	⑤⑲													
	一時	⑨		災害減免額	②⑭				平均課税対象金額	⑤⑲				延届納出	⑤⑲													
	合計	⑩		再差引所得税額 (基準所得税額) (②⑯-②⑰)	②⑯				平均課税対象金額	⑤⑲				延届納出	⑤⑲													
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		復興特別所得税額 (④⑩×2.1%)	④⑩			所得から差し引かれる金額	医療費控除	⑪		その他	申告期限までに納付する金額	⑤⑷		000												
	医療費控除	⑪		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑩+④⑩)	④⑪				外国税額控除	⑪				延届納出	延届納出額	⑤⑸		000										
	社会保険料控除	⑫		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	④⑫				所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (④⑫-④⑬-④⑭)	⑫					還付される税金の所	郵便局名等		預金	○	普通	○	当座	○	納税準備	○	貯蓄	○	
	社会保険料控除	⑫		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑫+④⑫)	④⑬				所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	④⑬				銀行		○	組合	○	農協	○	漁協	○	本店・支店	○	出張所	○	本所・支所	○
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑬+④⑬)	④⑭				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑬+④⑬)	④⑭				平均課税対象金額	④⑭													
	生命保険料控除	⑭		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑭+④⑭)	④⑮				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑭+④⑭)	④⑮				平均課税対象金額	④⑮													
	地震保険料控除	⑮		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑮+④⑮)	④⑯				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑮+④⑮)	④⑯				平均課税対象金額	④⑯													
	寄附金控除	⑯		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑯+④⑯)	④⑰				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑯+④⑯)	④⑰				平均課税対象金額	④⑰													
	寡婦、寡夫控除	⑰		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑰+④⑰)	④⑱				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑰+④⑰)	④⑱				平均課税対象金額	④⑱													
	勤労学生、障害者控除	⑱		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑱+④⑱)	④⑲				所得税及び復興特別所得税の額 (④⑱+④⑱)	④⑲				平均課税対象金額	④⑲													
配偶者(特別)控除	⑲		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑲+④⑲)	④⑳			所得税及び復興特別所得税の額 (④⑲+④⑲)	④⑳			平均課税対象金額	④⑳																
扶養控除	⑳		所得税及び復興特別所得税の額 (④⑳+④⑳)	④㉑			所得税及び復興特別所得税の額 (④⑳+④⑳)	④㉑			平均課税対象金額	④㉑																
基礎控除	㉑		所得税及び復興特別所得税の額 (④㉑+④㉑)	④㉒			所得税及び復興特別所得税の額 (④㉑+④㉑)	④㉒			平均課税対象金額	④㉒																
合計	㉒		所得税及び復興特別所得税の額 (④㉒+④㉒)	④㉓			所得税及び復興特別所得税の額 (④㉒+④㉒)	④㉓			平均課税対象金額	④㉓																

税理士(署名押印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄 補完 確認

納管 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通日付印 年月日 一連番号